

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 10 件

東北（宮城）厚生年金 事案 3360

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和 38 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 2 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私の夫は、昭和 31 年 4 月 1 日から平成 9 年 12 月 10 日まで株式会社 A に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、B 株式会社が保管する新人事基本情報、同社からの回答及び同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和 38 年 9 月 1 日に株式会社 A 本社から同社 C 営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 38 年 7 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から 2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が被保険者資格喪失日を昭和 38 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録する

ことは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3363

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和49年2月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月14日から同年2月8日まで

私は、昭和36年11月から平成12年11月までA株式会社に継続して勤務していたが、年金事務所の記録では、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A株式会社が保管する申立人に係る従業員カード及び職員カード並びに同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A株式会社B出張所から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記従業員カード及び職員カードにより、申立人は昭和49年2月14日にA株式会社D支社から同社E支社へ異動したことが確認できるところ、オンライン記録及び同社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の同社C出張所における資格取得日は同年2月8日となっていることから、同社B出張所における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B出張所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和48年12月の記録か

ら、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東北（福島）厚生年金 事案 3366

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成6年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月22日から同年11月1日まで

私は、有限会社Aに平成3年1月に入社し、6年12月に同社の倒産により退職するまで継続して勤務していた。所持している給与明細書では、給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された給与明細書及び元事業主の回答により、申立人は、申立期間について有限会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、有限会社Aは、平成6年6月22日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるが、商業登記簿によれば、同社は申立期間において法人格を有していることから、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に対して適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったことが認められることから、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3367

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 16 日から 39 年 12 月 29 日まで
私は、婚姻のためA株式会社を退職したが、この当時、厚生年金保険に加入していたことを知らず、脱退手当金の制度についても知らなかった。
脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人に対して支給されたとする脱退手当金は、昭和 33 年 3 月 28 日から同年 6 月 4 日までのB株式会社、同年 7 月 3 日から 34 年 5 月 11 日までのA株式会社及び同年 5 月 11 日から 35 年 1 月 15 日までのC株式会社に係る厚生年金保険被保険者期間については、いずれも申立期間と同一の被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、その計算の基礎とされておらず、未請求となっていることは、事務処理上不自然である。

また、前述の昭和 33 年 7 月 3 日から 34 年 5 月 11 日までの厚生年金保険被保険者期間は、申立期間と同一のA株式会社に係る被保険者期間である上、脱退手当金が未請求となっている他の被保険者期間に係る事業所と申立期間に係る事業所は関連会社で同一敷地内にあり、申立人は、これらの事業所に申立期間前から継続して勤務していたとの認識であったと述べていることなどを踏まえると、申立人が脱退手当金の請求においてこれらの期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店（現在は、A株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和44年11月10日、資格喪失日に係る記録を46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44年11月から45年7月までは3万6,000円、同年8月から46年2月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月10日から46年3月1日まで

私は、申立期間においてA株式会社B支店管轄のC出張所に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間に、会社が費用を負担してD資格及びE資格を取得しており、また、春闘のベースアップで差額を受け取った記憶があるので、正社員であったことは間違いない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びF健康保険組合から提出された被保険者記号番号標準報酬決定表の写しから、申立人は、申立期間においてA株式会社B支店に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社は、「健康保険に加入していたのであれば厚生年金保険にも加入していたと考えるのが自然であり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者記号番号標準

報酬決定表の写しから、昭和 44 年 11 月から 45 年 7 月までは 3 万 6,000 円、同年 8 月から 46 年 2 月までは 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 株式会社は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬算定基礎届及び資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 11 月から 46 年 2 月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（青森）厚生年金 事案 3369

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

私は、平成5年2月にB株式会社（現在は、株式会社A）で採用され、C市に所在したD社（現在は、E株式会社）に出向し、F業務を担当していた。

申立期間の給与明細書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び株式会社Aにおける元取締役の証言から判断すると、申立人は申立期間において、B株式会社又は株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、上記給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を株式会社Aの事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から26万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格取得日が雇用保険の被保険者記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定

所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険被保険者の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（山形）厚生年金 事案 3373

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①における標準賞与額に係る記録については、30万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 24 日
② 平成 17 年 12 月 26 日

私が所持する預金通帳によると、A社（勤務先は、B事業所）に勤務していた期間のうち、平成16年12月24日及び17年12月26日に同社から賞与が振り込まれていることが確認できるが、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された預金通帳によると、申立人がA社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、申立人の平成16年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額は、オンライン記録における同年の申立人の標準報酬月額に基づいて算出した社会保険料控除額を上回ることが確認できる。

さらに、複数の同僚が所持する申立期間①に係る賞与の支給明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収票及び預金通帳から算出した賞与支給額及び保険料控除額から、30万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、前述の預金通帳によると、平成17年12月26日に7万7,984円が振り込まれ、摘要欄に「A社」の記載が確認できる。

しかしながら、複数の同僚が所持するそれぞれの預金通帳によると、平成17年12月26日に摘要欄の記載がそれぞれ「A社」、「A社・賞与」となっている2件の振込みが確認できるところ、当該同僚のうち、一人が所持する同年12月分給与支給明細書によると、記載が「A社」となっている振込みは、給与であることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の預金通帳により確認できるA社に係る平成17年12月26日の振込みは、前述のとおり、摘要欄の記載が「A社」であることから、賞与ではなく、給与であると認められる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1858（宮城国民年金事案 559 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

昭和 28 年 4 月から 41 年 1 月まで A 店で修行をしていた。その店の経営者から「国民年金というものが始まるから老後のために掛けてやる。」と言われ、国民年金保険料を給料から天引きされた。

前回の申立てについて、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取ったが、その後、申立期間の保険料を納付していたとする証言が得られたので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていたとする当時の経営者は既に死亡している上、申立期間当時の経営者が申立期間の保険料を徴収し、納付していたことを示す関係資料が無いこと、ii) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が名前を挙げた元同僚二人の国民年金手帳記号番号は、いずれも申立人の手帳記号番号の払出日と同日の昭和 38 年 10 月 12 日に払い出されていることが確認できる上、当該同僚に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、いずれも申立期間の保険料は未納であることが確認できること、iii) 申立人に手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部期間の保険料は時効により納付することができないこと、iv) 申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されている事情も見当たらないことなどから、申立人に対し、既に年金記録確認 B 地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 20 年 11 月 21 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付

していたとする証言が得られたとして、再度調査してほしい旨主張しているが、申立人が証言を得たとする者に聴取しても、年金記録確認B地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな関連資料等は得られず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（福島）国民年金 事案 1859（福島国民年金事案 596 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から同年9月までの期間及び5年11月から9年10月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月から同年9月まで
② 平成5年11月から9年10月まで

私は国民年金の手続には必ず出向いているので、国民年金保険料の免除申請手続も同様に必ず行っている。申立期間についても免除申請手続を行ったように記憶している。

申立期間を国民年金保険料の免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについて、申立人は、A市役所で国民年金保険料の免除申請手続を行ったと思うとして、今回、新たに申し立てたものであるところ、オンライン記録及びB市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立期間①において国民年金に加入していた記録は確認できない上、申立人が所持している国民年金手帳によれば、昭和59年9月に国民年金の被保険者資格を喪失した後に再取得した記載が無いほか、改製原戸籍の附票によれば、申立人は平成元年8月5日にA市に転入していることが確認できることから、当該国民年金手帳には同市に係る住所変更履歴が記載されていないことから、同市において国民年金保険料の免除申請手続が行われたとは考え難い。

申立期間②に係る申立てについては、i) オンライン記録及びB市が保管する国民年金被保険者の記録によれば、申立期間は未加入期間と記録されていることが確認できること、ii) 申立人が所持する国民年金手帳には、昭和59年9月に国民年金の被保険者資格を喪失した後に再取得した旨の記載は無く、婚姻に伴う氏名変更履歴及びB市C区に転入したことを示す

住所変更履歴の記載も無いことから、転入先である同市において、国民年金保険料の免除申請手続が行われたとは考え難いこと、iii) オンライン記録において、複数の読み方で検索しても、申立人と思われる申立期間に係る国民年金の加入記録は無く、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iv) 申立期間は 48 か月と長期に及んでおり、免除申請手続は毎年度行う必要があるにもかかわらず、5 か年度間にわたり申請免除の記録が消失したとは考え難いこと、v) 申立期間に係る国民年金の免除申請手続についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらないことなどから、申立人に対し、既に年金記録確認D地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 22 年 2 月 12 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料を提出することなく、「国民年金の手続には必ず出向いているので、国民年金保険料の免除申請手続も同様に必ず行っている。申立期間についても免除申請手続をしたと記憶している。」と主張しているが、この主張のみをもって、年金記録確認D地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

なお、オンライン記録によると、申立人に係る国民年金の被保険者資格に係る第 2 号被保険者からの移行による第 1 号被保険者資格取得及び第 2 号被保険者該当による第 1 号被保険者資格喪失の記録（平成元年 7 月 27 日取得、同年 10 月 1 日喪失、5 年 11 月 1 日取得、9 年 11 月 10 日喪失）が平成 25 年 8 月 25 日に追加処理されていることが確認できる。したがって、同記録追加処理が行われるより前の時点において、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であることから、免除申請手続はもとより、国民年金保険料の納付はできなかったものと推認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3361

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 34 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 7 月から 34 年 6 月末日まで A 株式会社（現在は、B 株式会社）で C 業務担当として勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が A 株式会社に勤務していたことは推認できるところ、当該同僚から申立人の勤務期間を特定するまでの証言は得られなかった。

また、B 株式会社は、「当社は、商業登記簿上は昭和 47 年に A 株式会社から名称変更しているが、経営者自体が替わっており、同社の資料も残っていないため、申立人について確認できない。」旨回答しており、申立人の A 株式会社における勤務期間及び厚生年金保険料の控除等は確認できない。

さらに、申立人を覚えている同僚のうちの一人は、「C 業務担当は正社員ではなかったため、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」としているところ、A 株式会社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人、申立人が姓のみ覚えている C 業務担当の同僚及び別の同僚が覚えている申立人と同時期に入社したとする C 業務担当の同僚に該当する記録は見当たらない上、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人を覚えている複数の同僚は、「入社してもすぐに辞める人が多かったので、長期勤務の見込みが無いうちは厚生年金保険には加入

させなかったと思う。」としている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3362

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年から 12 年 6 月まで

私は、申立期間は、A株式会社にてB業務担当として勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社の回答から、申立人は、勤務期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A株式会社は、申立人に係る資料は無く、厚生年金保険への加入、給与からの保険料の控除等については不明と回答している。

また、A株式会社は、「申立期間当時、B業務担当は基本6か月の試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険には加入させていない。ただし、勤務状況等により試用期間は短縮されることもある。」旨回答している上、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の厚生年金保険及び雇用保険の加入記録からも、同社における厚生年金保険への加入時期は区々であったことがうかがえる。

さらに、申立期間にA株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している14人及び事務職であった2人に照会を行ったところ、8人から回答があったが、申立人の勤務実態、厚生年金保険への加入状況等について具体的な証言を得ることはできなかった上、そのうちの1人は、同社では試用期間中は厚生年金保険には加入させていなかった旨回答している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、C市に照会したところ、申立人は申立期間において国民健康保険に加入していると回答

している。

その上、オンライン記録により、A株式会社において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（山形）厚生年金 事案 3364（山形厚生年金事案 1331 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 6 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで
② 平成 7 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

前回、申立期間①のうち、平成 3 年 5 月 1 日から 6 年 10 月 1 日までの期間及び申立期間②の年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが納得できない。

今回、平成 2 年 6 月 1 日から 3 年 5 月 1 日までの期間を加えた申立期間①及び②について、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成 3 年 5 月 1 日から 6 年 10 月 1 日までの期間及び申立期間②に係る申立てについて、申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収簿により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う当該期間の標準報酬月額は、ほぼ全ての期間にわたり、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高いことが認められるものの、i) 申立人は、自身が株式会社Aの代表取締役であったと述べており、商業登記簿謄本及びオンライン記録においても申立人が事業主とされていること、ii) 申立人は、同社の社会保険事務については社会保険労務士に委託しており自身は関わっていなかったとしているが、社会保険関係の届出書類には自身が代表者印を押していたと述べていること、iii) 申立人は、同社の経理事務は自身が行っていたとしている上、申立人が所持する厚生年金保険料等に係る納入告知書・領収証書によれば、社会保険事務所（当時）に納付した当該期間に係る厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく額であることが確認できることなどから判断すると、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する

る法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当することから、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできないこと等を理由として、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成23年10月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は上記の審議結果に納得できないとし、前回の申立期間①に平成2年6月1日から3年5月1日までの期間を加えて再申立てを行っている。

申立期間①のうち平成2年6月1日から3年5月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格取得時（平成2年6月1日）の標準報酬月額は、3年2月14日に20万円から13万4,000円に訂正されていることが確認できるものの、同社を管轄する年金事務所は、「資格取得時に届出された標準報酬月額と実際に支給された給与額に差が生じたため、資格取得に係る訂正届を提出してもらい、処理したと思われる。」旨回答している。

また、前述のとおり、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に該当すると認められることから、当該期間について、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人の申立期間①及び②について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3365

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 1 月 10 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 44 年 12 月 29 日から 45 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 10 月頃から 48 年 11 月 21 日まで
④ 平成 3 年 3 月頃から同年 5 月 1 日まで
⑤ 平成 3 年 6 月 21 日から 4 年 4 月 1 日まで

申立期間①及び②について、A株式会社に昭和 44 年 1 月から 45 年 1 月末日まで勤務したが、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間③について、株式会社Bに昭和 46 年 10 月から 49 年 8 月末日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間④及び⑤について、株式会社C（現在は、株式会社D）に平成 3 年 3 月から 4 年 3 月末日まで勤務したが、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

各申立期間について、給料から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、オンライン記録により、申立人がA株式会社に勤務したとする昭和 44 年 1 月から 45 年 1 月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚のうち、所在が確認できた 5 人及び同僚の証言から申立人と一緒に勤務したとする 3 人の計 8 人に照会したところ、回答があった 6 人のうち 2 人が申立人を覚えていたが、申立人の勤務期間を特定するまでの証言は得られなかった。

また、商業登記簿謄本によると、A株式会社は既に破産しており、破産当時の事業主は、「申立期間当時社長であった父親は既に亡くなっており、

会社も破産しているため、申立人について確認できる資料は残っていない。」旨回答していることから、申立人の勤務期間、厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、上記回答があった6人のうち4人は、中途採用の場合は3か月ぐらいの試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入しない扱いだったと思うとしており、破産当時の事業主も当該同僚と同様の回答をしている上、入社3か月後の事業主との面談により試用期間が延長される場合もあったとしている。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人のA株式会社における被保険者資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と一致している。

なお、申立人のA株式会社における雇用保険の加入記録は見当たらない。

申立期間③について、オンライン記録により、申立人が株式会社Bに勤務したとする昭和46年10月から49年8月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚のうち、所在が確認できた10人に照会したところ、回答があった8人のうち3人が申立人を覚えていたが、申立人の勤務期間を特定するまでの証言は得られなかった上、申立人の同社における雇用保険の記録は、48年8月21日から49年8月31日までであることから、当該期間以前の勤務を推認することができない。

また、E法務局は、株式会社Bの商業登記簿は見当たらないとしている上、同社は平成16年11月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、オンライン記録で確認できる事業主も既に亡くなっていることから、申立人の勤務期間、厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人が株式会社Bと一緒に入社したとする同僚の被保険者記録は見当たらないほか、申立人と同日の昭和48年11月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚のうちの一人は、「私がパートとして入社した当時は、パートは厚生年金保険には加入させない扱いだったが、社長が代わってからは、パートも厚生年金保険に加入させる扱いとなった。申立人もパートだったので、私と同じ昭和48年11月21日から厚生年金保険に加入したのだと思う。」旨証言している。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の株式会社Bにおける被保険者資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と一致している。

申立期間④及び⑤について、オンライン記録により、申立人が株式会社Cに勤務したとする平成3年3月から4年3月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚のうち所在が確認できた9人並びに同僚の証

言から当時経理を担当していたとされる1人及び事業所長であったとされる1人の計11人に照会したところ、回答があった5人のうち1人が申立人を覚えていたが、申立人の勤務期間を特定するまでの証言は得られなかった上、申立人の同社における雇用保険の加入記録も見当たらない。

また、株式会社Dは、申立人の厚生年金保険の加入状況等に係る資料は残っていないとしている上、「当社の従業員データには、ほぼ1年以上勤務した従業員については記録があるはずだが、申立人の氏名は無いので、申立人が勤務したのは厚生年金保険に加入している期間だけだと思う。」旨回答している。

さらに、申立人について、同僚の一人は、「私はパートから正社員になったが、パートは厚生年金保険に加入させない扱いであり、正社員になってから厚生年金保険に加入した。申立人も、私と同じような立場だったのではないか。」としており、申立期間当時の事業所長は、「入社後3か月は試用期間となり、厚生年金保険には加入させない扱いだった。その後、正社員となって厚生年金保険に加入させたのに、理由も無く1か月で被保険者資格を喪失させることは考えられないので、申立人が被保険者資格を喪失したのは、退社したためだと考えられる。」旨回答している。

加えて、パート及び試用期間について、株式会社Dは、「パート及び試用期間中の者は、時間給扱いとしていた。時間給扱いの場合、正社員と同じ勤務時間の者は厚生年金保険の加入手続をとっていたが、短時間勤務の者は加入対象とはならない扱いだった。」旨回答している。

なお、株式会社Cが平成18年に合併した3社のうち、申立期間当時厚生年金保険の適用事業所であったF株式会社及びG株式会社のオンライン記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（青森）厚生年金 事案 3370

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 4 日から 39 年 3 月 16 日まで
私の船員手帳に昭和 38 年 11 月 4 日雇入れ、39 年 3 月 16 日雇止めの記載があり、A氏所有の船舶Bに乗り組んでC漁に従事していたので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持する船員手帳により、A氏の所有する船舶BにD業務担当として雇い入れられたことが確認できる上、C漁の僚船である船舶EのF業務担当であったとして申立人が名前を挙げた同僚は、申立人は船舶Bに乗り組んでいたと証言していることから、申立人は、当該期間において船舶Bに乗り組んでいたことが推認できる。

しかしながら、船舶所有者名簿によれば、船舶所有者Aは申立期間より前の昭和 38 年 9 月 20 日に船員保険適用船舶所有者ではなくなっていることが確認できる。

また、船舶所有者Aは、所在が不明であることから、申立人の申立期間の船員保険に係る届出及び船員保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間においてC漁に従事したとして名前を挙げた船長及び同僚7人のうち6人は、申立期間において船舶所有者Gに係る船員保険被保険者名簿において船員保険被保険者記録が確認できる上、当該被保険者記録はオンライン記録と一致しているものの、同名簿において残る1人の同僚及び申立人の氏名は見当たらず、オンライン記録においても確認することができない。

加えて、前記同僚7人のうち所在が判明した2人に照会を行ったところ、

いずれも申立人についての記憶はあるものの申立人が船員保険に加入していたか否かについては不明としている。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録はオンライン記録と一致しており、不自然な訂正等も見当たらない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認する目的で設けている労働契約の公認制度であり、船員手帳の記載と船員保険の手続は一体のものではないことから、船員手帳の乗船記録と船員保険被保険者の記録が必ずしも一致するものではない。

このほか、申立人が申立期間において船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3371

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月1日から同年11月1日まで

私は、A株式会社が行った仕事において、昭和38年は下請事業所のB事業所、39年は下請事業所のC事業所で働いていたが、申立期間のA株式会社における厚生年金保険被保険者記録が無い。

下請の事業所は異なるが、昭和38年も39年も勤務終了後に失業給付金を受給しており、雇用形態は同じだったはずなので、38年と同様に申立期間をA株式会社における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は、申立期間当時の資料が残っていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明である旨回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できない。

また、A株式会社の社会保険事務担当者は、「申立期間当時を知る役員
の記憶及び約30年前の資料から、申立期間当時、当社の作業場で働いて
いた季節労働者を当社が直接雇用し、雇用保険や厚生年金保険に加入させ
ていたことがあったようだ。一方で下請の事業所に仕事を発注することも
あったが、下請の事業所に勤務していた者が厚生年金保険に加入していた
かどうかは、その事業所の取扱いなので分からない。」旨回答しているところ、
オンライン記録によると、申立人が同社の厚生年金保険被保険者となっ
ている昭和38年5月1日から同年11月26日までの期間については、申立
人が同社の下請事業所であったするB事業所の代表者夫婦及び同僚として
記憶している4人全員が申立人と同様にA株式会社において厚生年金保
険の被保険者となっていることが確認できることから、当該期間につい

ては同社に直接雇用されていたことが推認できる。

一方、申立期間については、A株式会社の下請事業所であったC事業所の当時の代表者及び労働者の取りまとめ等を行っていた者の証言から、申立人は、申立期間頃に同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録において、C事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、当時のC事業所の代表者は、「申立人は、昭和39年当時C事業所に勤務していた。当時、同事業所に勤務していた者には同事業所が給与を支給していたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」旨回答しており、当時のC事業所において労働者の取りまとめ等を行っていた者は、「C事業所は、A株式会社の下請をしており、申立人は、昭和39年5月頃から同年10月頃まで同社の仕事でC事業所に勤務していたが、同事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていなかった。申立人については、雇用保険だけ同事業所で加入させる取扱いをしていた。」旨回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、A株式会社において昭和39年4月20日から同年11月1日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（青森）厚生年金 事案 3372

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 8 日から 14 年 5 月 11 日まで

申立期間について、有限会社Aに勤務し、19万円から22万円の給与を支給されていたが、標準報酬月額の記録が実際に支給されていた金額よりも低額とされているので、当時の給与に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の有限会社Aにおける受託社会保険労務士が保管する申立人に係る「社会保険被保険者台帳」によると、当該台帳に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる上、当該標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料が記載されていることが確認できる。

また、申立人が、仕事内容及び雇用形態が同じであったとする同僚から提出された給与明細書において確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額は、当該同僚のオンライン記録における標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

さらに、前記同僚の平成 12 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、当該同僚のオンライン記録における標準報酬月額により算出した社会保険料控除額とほぼ同額であることが確認できる。

加えて、申立人に係る平成 14 年度町・県民税課税明細書に記載されている社会保険料控除額は、申立人のオンライン記録における標準報酬月額に基づき算出した健康保険料、厚生年金保険料及び当該課税明細書の給与収入額により算出した雇用保険料の合計額とほぼ同額であることが確認で

きる上、申立人の標準報酬月額、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できることから、申立人のみが異なる扱いとなっている事情はうかがえない。

また、申立人は、申立期間当時の家計簿を提出しているところ、当該家計簿において、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除は確認できない。

さらに、申立人の雇用保険受給資格者証によれば、離職時賃金日額の記載が確認できるところ、当該賃金日額についてB公共職業安定所は、保存年限経過のため詳細は不明としているものの、当該賃金日額から対象期間の給与月額の平均額を算出したところ、申立人のオンライン記録における標準報酬月額とほぼ同額となることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3374

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 17 日から同年 12 月 1 日まで

私は、申立期間においてA施設の中にあった株式会社Bの事業所でC職として勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

当時は夜間の大学の学生であったが、正社員として勤務していたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人は、A施設にあった株式会社Bの事業所でC職として勤務していた。」と回答していることから、申立人は、勤務期間の特定はできないものの、株式会社Bに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記同僚は、「申立人は、当時、学生のアルバイトであり、厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している。

また、申立期間の直前まで株式会社Bに勤務していたとする当時の代表取締役の弟は、申立人を知らないとしている上、「当時、A施設の事業所にはアルバイトとして何人か学生が勤務していたが、学生はアルバイトとしてしか勤務させておらず、厚生年金保険にも加入させていなかった。」と回答している。

さらに、当時の株式会社Bの代表取締役は既に亡くなっている上、同社は、「当時の資料は保管していないため、申立人の勤務実態等は不明である。」旨回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できない。

加えて、申立人の株式会社Bにおける雇用保険の被保険者記録は見当た

らない。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者原票によると、株式会社 Bにおいて昭和 45 年 2 月 5 日から 46 年 3 月 1 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（山形）厚生年金 事案 3375

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月 22 日から同年 12 月 1 日まで
私は、株式会社Aを退職する際、親会社であるB株式会社（現在は、株式会社C）のグループ企業であるD株式会社を紹介され、同社に転職した。

申立期間は、D株式会社が経営する事業所に勤務していたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aの退職時に、グループ企業であるD株式会社を紹介されたとしているところ、E法務局から、株式会社Aの商業登記簿は見当たらない旨回答があり、元事業主を特定することができない上、申立人が、勤務先の事業所に親会社から出向していたとして名前を挙げた事業所長及び上司は既に死亡しており、申立人が株式会社AからD株式会社に転職した経緯について確認できない。

一方、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてD株式会社が経営するF事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D株式会社は、申立期間当時の資料が無い旨回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録によれば、D株式会社における雇用保険の被保険者資格取得日は昭和 49 年 12 月 1 日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、上記複数の同僚のD株式会社における厚生年金保険の被保険者

資格取得日について、同僚に照会したところ、勤務を開始したとする日と乖離^{かいり}していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の被保険者資格取得日は昭和49年12月1日であり、オンライン記録と一致している上、不自然な訂正等は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3376

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 3 月 31 日まで A の身分の者として、B 社 C 事業所の D 課 E 係に勤務したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された履歴書によると、申立人は昭和 43 年 10 月 1 日から、B 社 C 事業所に勤務したことはうかがえる。

しかしながら、B 社 C 事業所が平成 25 年 5 月に廃止される際に同事業所の関係資料を引き継いだ同社 F 事業所は、申立期間当時の資料は無いとしていることから、申立人の勤務期間、厚生年金保険の適用等を確認することができない。

また、B 社 C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間の前後において 10 人が厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるところ、同社 F 事業所は、その 10 人の任用期間等に関する当時の資料は無いとしていることから、同事業所における当時の任用期間及び厚生年金保険の適用に係る取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人が申立期間当時の B 社 C 事業所における D 課 E 係の同僚として記憶する B 社の社員であった者は、申立人は E 係で数か月間勤務したが、申立人の具体的な勤務期間は覚えていないとしている上、申立期間当時、同事業所において厚生年金保険の被保険者であった者のうち、所在の確認できる 5 人に照会を行ったが、回答のあった 3 人は申立人とは担当業務が相違しており、申立人を知らないとしていることから、申立人の申

立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用等について確認することができない。

加えて、申立人のB社C事業所における雇用保険の加入記録は、オンライン記録で確認できる厚生年金保険被保険者期間と合致している。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。